

令和 年 月 日

保護者様

年 組・氏名 さん

名取市立みどり台中学校
校長 高橋 睦子

出席停止のお知らせ

お子さんはこの度、学校において予防すべき感染症またはその疑いと診断されましたので、学校保健安全法に基づき、お子さんを出席停止とします。この措置は、お子さんに十分休養を与え早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものです。なお、療養期間中は欠席扱いにはなりません。主治医から登校の許可がでるまで療養してください。

回復して登校する際に、下の治癒証明書を学級担任へ提出してください。

切り取らずに提出してください。

治 癒 証 明 書

学 校 長 様

下記の感染症またはその疑いと診断しましたが、治癒しましたので登校を許可します。

年 組 氏名 さん

診断名 (○で囲んでください。 その他には病名を記入し てください。)	① 麻疹	② 流行性耳下腺炎
	③ 風疹	④ 水痘
	⑤ 咽頭結膜熱	⑥ 百日咳
	⑦ その他 ()	

病名診断月日 令和 年 月 日
(疑いを含む)

上記の児童生徒、令和 年 月 日より通学を許可いたします。

医療機関名

学校保健安全法施行規則第 18 条による学校において予防すべき感染症

第 1 種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型 H 5 N - であるものに限る。次号及び第 19 条第 1 項第 2 号イにおいて「鳥インフルエンザ（H 5 N -）」という。） ⇒ 治癒するまで

第 2 種

疾患名	潜伏期間	感染経路	感染の期間	出席停止の基準
インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	1～2 日	飛沫	発病直前～5 日	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	2～7 日	飛沫	発症前 2 日～ 発症後 10 日	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
百日咳	7～16 日	飛沫	主としてカタル期 発病後 4 週間	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	9～12 日	飛沫	発疹出現前 7 日～ 後 3 日	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	14～21 日	接触 飛沫	耳下腺腫脹前 7 日～ 腫脹消失まで	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	14～21 日	飛沫	発疹出現前 7 日～ 後 7 日	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	13～17 日	接触 飛沫	発疹出現前 1 日～ 後 7 日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	5～6 日	飛沫 接触	発症前数日～ 発症後 14 日	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	7～42 日	飛沫 接触		医師により感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	2～5 日	飛沫		医師により感染のおそれがないと認めるまで

第 3 種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症※ ⇒ 医師により感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症（流行状況、症状の重症度、医師の指示等から出席停止の措置がとれる疾患）溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、（帯状疱疹、アデノウイルス感染症）など